

令和4年度 第12回
日野市教育委員会定例会議事録要旨

令和5年（2023年）3月28日

日野市教育委員会

令和4年度第12回日野市教育委員会定例会

開催日時 令和5年(2023年)3月28日(火)
14時02分～15時40分

開催場所 506会議室

出席委員 教 育 長 堀川 拓郎 教育長職務代理者 高木 健夫
委 員 真野 広 委 員 正留 久巳
委 員 岩下 優美子

議事録署名委員 委 員 真野 広

事務局出席者 教 育 部 長 村田 幹生 教育部参事 長崎 将幸
教育部参事 小林 真 庶務課長 伊藤 浩一
(兼行政機能課長) 学校課長 久保田 博之
発達・教育支援課長 萩原 美和子 教育センター事務長 田中 勉
図書館長 清水 ゆかり ふるさと文化財課長 金野 啓史

傍聴者 1名

書記 庶務課庶務係長 廣田 隆二
庶務課主事 金澤 仁

議事内容 別紙のとおり

この議事録は事実と相違ないことを認め、ここに署名します。

議事録署名

教 育 長

堀川 拓郎

議事録署名

委 員

真野 広

議事内容

議案

- 第49号 令和5年度（2023年度）の主要な取り組みの策定について
- 第50号 第4次日野市立図書館基本計画の策定について
- 第51号 第6次日野市特別支援教育推進計画の策定について
- 第52号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 第53号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
- 第54号 日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令の制定について
- 第55号 日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則を廃止する規則の制定について
- 第56号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 第57号 教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程の一部を改正する規則の制定について
- 第58号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について
- 第59号 教育委員会職員人事について
- 第60号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第61号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第62号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第63号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について
- 第64号 日野市立学校学校医等の解嘱及び委嘱について
- 第65号 日野市立教育センター所長の任命について
- 第66号 第13期日野市古文書等歴史資料整理編集委員会委員の委嘱の専決処分について
- 第67号 教育委員会職員の分限休職の専決処分について
- 第68号 教職員の内申の専決処分について

請願審査

- 第4-13号 文科省・教委が敷いたルール上だけで考え表現するのではなく、多様な思考判断力・健全な批判力を持つ児童生徒を育むよう求める請願～池田賢市さんの講演を踏まえて～

報告事項

第 3 2 号 行政情報の公開請求

第 3 3 号 日野市立学校教員の措置について

(議事の要旨)

開始 14時02分

[堀川教育長]

ただいまから、令和4年度第12回教育委員会定例会を開会いたします。

本日は、傍聴を許可したいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、傍聴を許可します。

本日の議事録署名は、真野委員にお願いいたします。

本日の案件は、議案20件、請願審査1件、報告事項2件です。

会議の進め方ですが、まず請願審査第4-13号を行い、次に議案第49号から順次審議を進めていきたいと思ひます。

議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号は、関連がありますので、一括議題としたいと思ひます。

また、議案第60号、第61号、第62号、第63号は、関連がありますので、一括議題としたいと思ひます。

議案第67号、第68号及び報告事項第33号は、公開しない会議とし、最後に審議したいと思ひますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、まず請願審査第4-13号を行い、次に議案第49号から順次審議を進めていきたいと思ひます。

議案第52号、第53号、第54号、第55号、第56号、第57号は関連がありますので、一括議題といたします。

また、議案第60号、第61号、第62号、第63号は、関連がありますので、一括議題といたします。

会議規則第10条により、議案第67号、第68号及び報告事項第33号は、公開しない会議とし、審議いたします。

なお、新型コロナウイルス感染症の対策として、事務局説明員が随時入退室をいたしますが、御異議ございませんでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認め、事務局説明員が随時入退室をいたします。

それでは、議事に入ります。

請願第4-13号 文科省・教委が敷いたルール上だけで考え表現するのではなく、多様な思考判断力・健全な批判力を持つ児童生徒を育むよう求める請願～池田賢市さんの講演を踏まえて～について事務局より説明をお願いします。庶務課長。

○請願第4-13号 文科省・教委が敷いたルール上だけで考え表現するのではなく、多

様な思考判断力・健全な批判力を持つ児童生徒を育むよう求める請願～池田賢市さんの講演を踏まえて～

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書99ページを御覧ください。

請願番号、請願第4-13号。受付年月日、令和5年2月9日。件名、文科省・教委が敷いたルール上だけで考え表現するのではなく、多様な思考判断力・健全な批判力を持つ児童生徒を育むよう求める請願～池田賢市さんの講演を踏まえて～でございます。

請願者の住所、氏名は記載のとおりでございます。

次ページ、100ページから105ページまでが請願の要旨でございます。

説明は以上でございます。

[堀川教育長]

請願者より申出がありましたので、請願の事情を述べていただきますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

事務局は請願者を席に案内してください。

それでは、請願者は5分程度で請願の事情を述べてください。

[請願者]

表題に書いてあるとおり、多様な思考力・判断力、文科省も一応は言っているのですけれども、あくまでも文科省や都教委の場合は、日野市教委もその傾向はありますけれども、敷いたルールの上で思考力や判断力を働かせなさいとなっているとしたら、これは怖い、困ったことだということで、池田教授の講演を聞いて刺激を受けまして出させていただいたということでございます。

一番最初のところでございます。記号式や短答式でない、いわゆる自由記述のワークシートなどに対して、池田さんが知っている範囲だと、書くことに対して苦痛の表情を浮かべる子供が少なくないということについてですが、やはり気になるのは、そういった自由記述というのは本当に答えがないわけですから、自由に書けるはずなのに、どうも、請願の1ページの右側に書いたとおり、他者が正しいとする答えを見いだそうとして書いてしまうという傾向があるのではないかという分析をされておりました。この他者(教員)というのは、本当にいい教員であればいいのですけれども、これが文部科学省の昔の教育課程課にいたようなタカ派の官僚や、都教委の横山元教育長のような右翼的な思想を持った人のルールの上で考えると、非常に困ったことだと、右のほうに行ってしまうと思いますので、私はこれは大切な発見だと思っております。

そこに書いてある「子どもの権利条約」についても、ある教員は「全部教える必要はない」などと言っているということも、池田さんは批判的におっしゃっていました。「子どもの権利条約」は、思想・良心の自由とか、意見表明権も含めて、しっかり学んでほしいなと思っております。

右側のページにもう一回戻りまして、今言ったレーンを敷いたというのは、卒業式の君が代の強制ですね。特に私が違和感を感じているのは、君が代の歌詞もちろん、天皇の時代が続いてくださいという歌ですから問題なんだけれども、ぺこぺこ頭を下げるんですよ。東京都教育委員会の都立高校や特支学校の卒業式を見ていると、壇に上がるとき、それからまた壇に上がってからぺこっと日の丸に頭を下げる。まるで昔のソ連の偶像崇拜みたいで、本当に全体主義国家みたいで気持ち悪いので、日野市の教育委員会からぜひ小中に、長崎さん、そのような強制をやめてほしいと思います。昔は「正面に向かって礼をするだけです」などと言っていたけれども、だんだん本音が出てきて、都教委も、「国旗に向かって礼をする」と言ってるんです。何で敬う必要があるんですか、そんな特別に布を。前川喜平さんも「布きれ」と言っています。私は、日の丸は君が代と違って、ある意味では国旗は必要だと思っていますが、しかし礼をするというのはおかしいですよ。

2番目ですが、「校則」の自主制定。これは結構最近あるんです。カタリバという、中教審の委員の今村久美さんがやっている団体がやっていますが、私もそこを何回か見ていて、しかし、制服を一部変えるとか、そういうところにとどまっているんです。もっと、池田さんは、校則には権利を書くべきではないかとおっしゃっています。私はこれは非常に必要なことだと思っております。もっと学校のパソコンで自由にアクセスできる。子供たちの携帯電話は今フィルタリングがかかってしまっていて、岩下さんなども御承知かもしれません。それで、防衛省のホームページは見られるけれども、平和団体や憲法学会のホームページは見られないという話もあるんです。ですから、学校のパソコンでそういう、エッチなものは駄目ですよ、性的なものはぜひ規制すべきだけれども、そうではない政治的なもので、左右両方の意見をひとつ防衛省の右寄りの意見だけではなくて見られるような、そのようなところにアクセスできる権利を含めて、この「校則」の自主制定というのはやっていくべきだと。

それから3番目は、「いいところ探し」というものがございますね。これは、私もある程度は評価しています。この近隣の小学校でそれをやって、非常に自己肯定感が高まったなどという報告もあります。しかし、これは逆に毎日毎日1年間やるとなると、これはどうでしょう。「インフレ」と池田さんがおっしゃっているように、いいところを無理して探すようなことになってしまって、どこかに書いたと思いますが、「わざとボールペンを落として、Aさんはそれを拾ってくれました」などという報告をした学校もあると、現実には池田先生から聞きましたので、「いいところ探し」は、例えば行事のときだけとか、限定してやっていったほうがいいかなという思いはしていますが、自己肯定感を高める面があるというのは、私もその意味では賛成です。

4番目に、「準備」ではない学びを。これは難しいことなんです。池田さんとしては恐らく、先にゴールを設定して、そこに行くために早くから準備してそこに到達しろということを、大学もそういうことをやっているというんですが、確かにゴールを決めるというのは、目標とって、悪いことはないんですが、あまりそこに縛られてしまうと、がちがちになってしまいますので、逆算の思考でそこに到達するという、池田さんはあまりそれが行き過ぎるといけないとおっしゃっているので、この辺も日野市の教育委員会ぜひ校長会あるいは教務主任会などでこういう話をしていただいて、以上、大きく言った4つの

視点をひとつ十分に生かしてほしいと思います。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

最後になりますが、私はこの前、拉致問題の請願を出しましたが、私は質問もいろいろ書いたんですが、宮崎友和さんが「不採択になったから質問に答える必要はない。これは上司が言っている」と言ってるんです。

[堀川教育長]

請願者に申し上げます。5分が経過しましたので、説明をまとめてください。

[請願者]

分かりました。こういう学校課の人が「質問に答えません」と言っているのは改めてほしいと思います。もうちょっと誠実にやってほしい。

以上です。

[堀川教育長]

この件につきまして、御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

説明、ありがとうございました。

本請願は、私自身、不採択と考えております。その理由についてですけれども、本請願は、1項から4項にわたり、請願者グループで共有する考え方や大学教授の講演内容が述べられております。請願をよく読ませていただきました。また、ただいまありました御自身による説明を伺っても、私自身、請願事項に対する背景や理由が理解できません。

以上のような観点で、本請願は不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も、この請願をしっかりと読ませていただきましたけれども、先ほども御説明いただきましたが、請願者の方の考えに基づく一方的な主張であり、何を本当に請願されたいのかということが、私自身、理解できかねました。そういう部分で、私はこの請願は不採択と判断しました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

説明、ありがとうございました。本請願と資料は読ませていただきました。私は、請願書の考え方に基づく一方的な論の展開と主張であり、採択する理由が捉えられませんでした。したがって、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

請願の内容及び補足の資料も拝読させていただきました。また、先ほどこの場で御説明いただいたんですが、請願の趣旨がちょっと理解できないので、何を請願なさっているのかが分からなかったもので、不採択と考えます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

委員の皆様の御意見としては、不採択という御意見が多いようですので、文科省・教委が敷いたルール上だけで考え表現するのではなく、多様な思考判断力・健全な批判力を持つ児童生徒を育むよう求める請願～池田賢市さんの講演を踏まえて～、これを不採択とすることにしたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしとのことですので、請願第4-13号については、不採択とすることに決しました。

議案第49号 令和5年度(2023年度)の主要な取り組みの策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第49号 令和5年度(2023年度)の主要な取り組みの策定について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書1ページを御覧ください。議案第49号 令和5年度(2023年度)の主要な取り組みの策定について、御説明いたします。

提案理由でございます。令和5年度(2023年度)の主要な取り組みを策定するものです。

2ページを御覧ください。

初めに、学校教育部門について御説明させていただきます。

学校教育部門につきましては、次の7つを重点事業としています。

- 1、幼児教育・保育連携推進事業。
- 2、第6次日野市特別支援教育推進計画。
- 3、部活動改革及び学校体育施設等を拠点としたスポーツを楽しむ子ども・子育て支援事業。
- 4、教員用パソコンの更新・集約化。
- 5、個の状況に合わせた不登校児童・生徒への支援。特色ある「わかば教室」の活動。

「オンラインわかば」の実施。

6、新たな学校づくり・社会教育施設づくり推進事業。

7、第4次学校教育基本構想策定事業。

以上の7つの重点事業を中心に、令和5年度の主要な取り組みとして、27項目の事業を掲げております。

学校教育部門については、以上でございます。

次に、生涯学習部門について御説明させていただきます。

生涯学習部門につきましては、次の7つを重点事業としています。

1、第4次日野市立図書館基本計画の推進。

2、第2次日野市公民館基本構想・基本計画の推進～若者・子育て世代の学習支援を核にした多世代交流の創出～。

3、「地域学校協働活動」の推進。

4、異聖歌没後50年特別展事業。

5、学校開放施設利用に関する受益者負担の検討。

6、文化財保護事業（1）。

7、社会教育施設個別施設計画策定事業。

以上の7つの重点事業を中心に、令和5年度の主要な取り組みとして、12項目を掲げております。

令和5年度は、これらの事業を中心として、また重点的に進める事業として、着実に進めてまいります。

説明については以上でございます。御審議のほどどうぞよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

令和5年度の主要な取り組みとして、学校教育部門、それから生涯学習部門、合わせて39項目の事業が提起されていますけれども、基本的には妥当なものだと判断しております。

その上で、1点要望させてください。学校教育部門のナンバー10なのですが、学校における働き方改革。これは特に重点事業とはなっていないんですが、直近までの先生方の勤務状況を拝見しますと、ここ4年間ぐらいですか、改善が見られるものの、やはり長時間労働の実態がまだあるのかなと感じております。原因はいろいろあるかと思いますが、部活動改革とか、ICT活用等を含めて、改善に向けて軸足を置いた取り組みをお願いしておきたいと思っております。ぜひよろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

幼児教育・保育連携推進事業の中で、先頃、都が誰でも保育園という案を打ち出しておりますので、都の施策と日野市の事業の連携なども含めて、幼児教育・保育の連携を推進していただきたく、よろしく願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

教員用パソコンの更新・集約化というのは、何年かに一遍の更新でもありますので、今までより一層充実を図って、業務の効率を上げるとか、それから最も大事な子供たちへの指導に役立てるようなシステム構築をお願いしたいなと思っております。ここの扱い方で随分違ってくると思いますので、大変でしょうけれども、よろしく願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。令和5年度（2023年度）の主要な取り組みの策定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第49号は原案のとおり可決されました。

議案第50号 第4次日野市立図書館基本計画の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第50号 第4次日野市立図書館基本計画の策定について

[清水図書館長]

図書館長でございます。議案書の9ページを御覧ください。議案第50号 第4次日野市立図書館基本計画の策定について、御説明いたします。

提案理由でございます。図書館事業の推進のため、第4次日野市立図書館基本計画を策定するものでございます。

計画書の7ページをお開きください。2、計画期間と位置づけでございます。

この計画の期間は、令和5年度から令和9年度までの5年間でございます。

この計画には、日野市地域未来ビジョン2030をはじめ、日野市財政再建方針・第6次行財政改革大綱、日野市生涯学習基本構想・基本計画「日野まなびあいプラン」などの上位計画がございます。特に、子供たちへのサービスについては、令和2年3月に策定いたしました第4次日野市子ども読書活動推進計画に基づき、取り組みを推進するものでございます。

8ページをお開きください。3、計画の策定体制でございます。

検討組織といたしまして、第4次日野市立図書館基本計画策定委員会を設置し、議論してまいりました。日野市立図書館アンケートや市民ワークショップを実施することで、市

民ニーズの把握に努め、第3次計画の検証・総括や職員ワークショップを実施いたしました。これらの検討内容をまとめた素案について令和4年12月20日から令和5年1月20日までパブリックコメントを実施して、4名の方から12件の御意見をいただきましたが、計画の根幹部分の変更が必要となる御意見はございませんでした。

以上の経緯により、本日提出しております最終案を取りまとめたものでございます。

19ページをお開きください。計画の基本理念でございます。

「くらしの中に図書館を～地域に根ざした『知のひろば』が本と人との『わ』をつくる～」を掲げました。

第3次計画で目指した地域とのつながりへの思いをこの計画に引き継ぎ、地域館のさらなる充実を図り、図書館が地域に根ざした「知のひろば」として、実を結ぶよう取り組んでまいります。

また、この「ひろば」から様々な「わ」が生まれ、つながり、広がっていくことを目指します。

20ページ、21ページをお開きください。基本方針と重点プロジェクトでございます。基本理念の実現に向け、6つの基本方針を設定いたしました。

- 1、現在および未来の市民が求める資料・情報を収集・提供・保存します。
- 2、本・人・地域をむすび、地域の文化を支える拠点となる図書館をめざします。
- 3、だれもが利用しやすく、魅力のある図書館をめざします。
- 4、市民が本・情報と出あい、発見する環境や機会を創出します。
- 5、図書館の魅力や活動を市民に広めていきます。
- 6、市民とともに歩んでいける持続可能な図書館の運営体制を整備します。

この基本方針に基づき、重点プロジェクト「～つなぐ『わ』プロジェクト～」を展開いたします。「知のひろば」と「5つの『わ』」が、関連する基本方針で掲げる施策・事業のうち、特に重点的に取り組む項目を示しています。

28ページをお開きください。計画の内容でございます。

52ページにかけて、基本方針に基づいた具体的な取り組みを記載しております。特に、32ページから40ページには、6つの地域館と移動図書館「ひまわり号」、中央図書館のそれぞれの取り組みを具体的に記載いたしました。

53ページをお開きください。計画の進行管理でございます。

PDC Aサイクルにより、各施策について年度ごとに具体的な目標を立て、実施状況などの点検・評価を行います。実施状況などについては、年度ごとに図書館協議会に報告し、意見をいただき、日野市立図書館の運営の状況に関する評価書にまとめ、教育委員会に御報告した上で、市民に公表いたします。

54ページから58ページに取り組み一覧表を記載し、この表に基づいて進行管理を行ってまいります。

59ページ以降は、データ集といたしまして、各種データ、日野市立図書館アンケート調査結果の概要、市民ワークショップ実施報告、参考資料として、令和2年の臨時休館後に実施した読書調査の結果概要を、77ページ以降には、資料として、計画策定の経過などを記載しております。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

ただいま提出いただきました第4次日野市図書館基本計画について、賛成の立場で意見を述べさせていただきたいと思っております。

今回の第4次日野市図書館基本計画の策定に際しては、第3次日野市図書館基本計画の検証と課題の整理、図書館アンケートによる今後に向けての課題整理、そして地域館ごとの課題整理を行うなど、きめ細かな現状分析がされ、計画の策定がされていると感じております。また、本年4月からの向こう5年間の事業計画として、非常に丁寧に分かりやすく、図書館が「知のひろば」として、市民の暮らしの側にありたいという願いが込められたものになっていると強く感じております。今後の事業推進に当たっては、図書館協議会と連携し、その都度、市民の皆さんの意向を把握しながら計画を着実に進めていただくように、よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

第4次日野市図書館基本計画策定、大変お疲れさまでした。

私も、賛成の立場からお話をさせていただきます。

御説明にもありましたが、今回のこの計画を拝見して、様々な市民の皆さんの意見を反映させるという意味で、アンケートだったり、ワークショップだったり、いろいろなデータを分析して、まとめていただいております。それを基に計画をつくってくださっているので、非常に今後の図書館の計画に向けた大きなベースになるものではないかなと思っております。私も読ませていただいて、改めて、図書館といえば日野という思いを強くしました。そういう面でこの計画に基づいて、さらに魅力あふれる図書館づくりをお願いしたいと感じました。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

どうもありがとうございました。第4次日野市図書館基本計画については、いろいろなところからデータを集められて、そして年代層も幅広く、そしてなかなか活用が図れなかった方からもデータを収集したと聞いております。そういうものに基づいた、非常に先を読んだきめ細かい計画となっているなと思っておりました。さすがに日野の歴史ある図書館事業の延長線にあるなとも感じました。どうもありがとうございました。

それで、全てのものがとても大事ではあるのですが、子供たちは将来を担うとても大事

な日野の財産でもあります。その子供たちに関わって、基本方針の3の「だれもが利用しやすく、魅力のある図書館をめざします」という中に、子供が本に親しむ機会をつくり、拡大する取り組みということで、幾つかここに掲げられてあります。

①の第4次日野市子ども読書活動推進計画の推進に基づいて、より具体的にここにも書いてありますので、ぜひここを推進していただきたいと思っております。

もう一つは、障害のある方も図書館を活用できるような目標も掲げてあります。ここら辺りもとても大事なところですし、日野がやろうとしているインクルーシブの考え方に基づいた視点だと思っておりますので、よろしく願いしたいなと思っております。

ほかにもいろいろありますけれども、その2点だけちょっと述べさせていただきました。よろしく申し上げます。どうもありがとうございました。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

第3次図書館基本構想の理念を大切に、素案からこれまで、数々の意見を反映して基本計画としてまとめていただき、ありがとうございました。

もちろん、賛成の立場で少し意見を述べたいと思っております。

基本計画策定委員の皆様、ワークショップ参加者の皆様やアンケート結果など、様々な御意見が掲載されたことで、手に取った方が身近に感じてもらえるものになったかと思っております。また、いただいた意見を反映した計画が着実に実行に移されることを祈っております。よろしくどうぞお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言意見を申し上げさせていただければと思っております。

まず初めに、本計画を議案として提出いただきましたけれども、この計画の策定に携わっていただきました全ての方に心から感謝を申し上げます。

私自身の考えといたしましても、1965年にこの日野市の図書館ができて、その後、日本の公共図書館というものを引っ張る存在として、本当に日野市の誇るべき公立図書館というものを築き上げられてきたわけですがけれども、今どういう計画を今後5年間を見据えてつくるべきかということを考えたときに、この58年の間にかなりいろいろな社会の状況の変化というものがあったと思っております。図書館革命と言われるように、1960年代から貸出数が25倍に増えているとか、そういった状況もありますし、直近で見ると、やはりデジタルというのは非常に大きいのだと思っております。図書館がこれまでも大事にしてきた知識を全ての人へ、そして市民の役に立つ図書館ということを目指していくに当たって、物を調べるに当たって図書館しかなかった時代から、いろいろ自分でインターネットを使って調べることができる、そういった社会における図書館の在り方というものを考えていくということが非常に大事な視点なのかなと思っております。

そういった視点で見たときにも、今回の6つの基本方針で基本計画を整理しているわけですがけれども、その中で基本方針の1として「知のひろば」ということで、これまで大事にしてきた図書館というものを引き続き後世にもつないでいくという意味で、大事なこと

をしっかりと維持していくということに加えて、基本方針の3では、障害がある方、外国にルーツがある方、子供たちを含めて、自分で調べる、自ら調べるということに対して困り感やハードルがある方に対する取り組みを充実していくということを書いていますし、基本方針の4や5では、これまでも大事にしてきた図書館と市民との関係というものをより深め広げていくために、様々な取り組みを記載いただいております。

そして、基本方針の2の部分では、そういった取り組みを進めていくに当たって、様々な主体、地域で活動する市民や団体や関係機関としっかりと連携して進めていくということを書いていますし、基本方針の6では、まさにデジタルですけれども、DXの在り方の検討ということで、これからデジタルの時代に図書館自体がどうあるべきかということをしっかり考えていこうという中身を書いています。

なので、「知のひろば」に「5つの『わ』」ということで6つの基本方針で整理していただいたこの基本計画というのは、非常にこれからを考えるに当たって大事なことをたくさん盛り込んでいただいた計画になっていると思います。

その上で、私自身は、この概要の裏のページにも書いていただいている各地域館の目指すべき姿ということで、各館がこういった目標を日野市の図書館全体としてこういうことに取り組んでいくし、その上で各地域館としてもこういう取り組みを具体的に進めていきますということを書いているのもすばらしいと考えております。

これから、この計画をつくった後、5年間をどう進めていくかということが大事だと思いますので、私自身、一生懸命この計画を踏まえて取り組んでいきたいと思っております。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第4次日野市立図書館基本計画の策定についてを原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第50号は原案のとおり可決されました。

議案第51号 第6次日野市特別支援教育推進計画の策定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第51号 第6次日野市特別支援教育推進計画の策定について

[萩原発達・教育支援課長]

それでは、議案書11ページ、議案第51号 第6次日野市特別支援教育推進計画の策定について、説明をさせていただきます。

提案理由でございます。特別支援教育を推進するため、第6次日野市特別支援教育推進計画を策定するものでございます。

それでは、内容に入らせていただきます。

日野市では、児童・生徒の自立や社会参加に向けて、一人一人の教育的ニーズを把握し、

その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善、克服するために、適切な教育や指導を通じて必要な支援を行う、特別支援教育を推進しております。そして、その指針となる特別支援教育推進計画を策定しているところでございます。

このたび、第5次特別支援教育推進計画の計画期間が令和4年度で終了することから、令和5年度より日野市特別支援教育推進計画策定委員会を立ち上げ、4回の委員会で素案を策定、その間の令和4年12月1日から令和5年1月4日まで、パブリックコメントを経て、第6次日野市特別支援教育推進計画をまとめさせていただきました。

なお、パブリックコメントにつきましては、13人、61件の御意見をいただき、一部を計画に反映させていただきました。

それでは、計画の内容について御説明いたします。計画の目次をまず御覧ください。全体として、第1章から第5章までの章立てをしております。

第1章でございます。2ページから3ページ、計画の概要でございます。

ここでは、計画策定の趣旨や計画の位置づけ及び考え方、また国や都の近年の動向をお示ししております。中でも、計画期間につきましては、第5次までは3年間としておりましたが、第6次は、他の計画などとの整合性も踏まえ、5年間といたしました。特別支援教育の国や都の動向への対応も踏まえ、3年目に見直し時期を設けることといたしました。

続きまして、第2章、推進計画の基本理念と推進目標でございます。こちらにつきましては、4ページを御覧ください。

基本理念は、「幼児・児童・生徒一人一人の能力を最大限に伸長するために、学校・家庭・地域及び関係機関と一層密接な連携の下に、幼児期から学校卒業後までを見通した多様な特別支援教育を展開し、社会的自立を図ることのできる力や地域の一員として生きていける力を培い、共生社会の実現に寄与します」といたしました。

計画では、基本理念の実現に向けた推進目標を設定し、目標達成に向けた、具体的に取り組むべき施策を示しております。

推進目標は次の4つといたしております。

(1) 子どもの特性への深い理解を図るとともに特別支援教育の視点を生かした質の高い教育を行います。

(2) 一人一人の子どもが安心して豊かに学べる教育環境を整備し、特別支援教育推進体制を充実させます。

(3) 幼児期から学校卒業後まで、切れ目のない相談・支援体制を、市全体で推進します。

(4) 家庭や地域との連携を一層進め、共生社会の実現を目指します。

続きまして、第3章、日野市における特別支援教育の現状と課題でございます。

現状が5ページから30ページまで、課題を30ページから34ページまでにまとめております。

これまでの第5次特別支援教育推進計画に基づいた取組と成果及び市内小・中学校の特別支援学級等の現状及び特別支援学級等を利用されている児童・生徒の保護者へのアンケート結果により、11の課題を抽出いたしました。そちらを31ページから34ページに

掲載させていただいております。

なお、パブリックコメントにより、20ページの(2)通常の学級における発達障害等の児童・生徒数の状況の①国と都の調査のところに、令和4年12月に文部科学省が発表した「通常の学級に在籍する特別な教育的支援を必要とする児童生徒に関する調査」の内容を反映させていただきました。

また、施策に入れて課題には入っておりませんでした医療的ケア児への対応を課題の34ページに入れさせていただきました。

続きまして、第4章でございます。日野市の特別支援教育推進に向けた具体的な施策でございます。こちらは35ページから44ページにわたっております。

35ページに体系図を示させていただいております。そちらを御覧いただければと思います。

先ほど申し上げました特別支援教育の現状と課題、こちらの課題への対応として、推進目標4つに対し19の施策項目を掲げ、それぞれどのようなことを行っていくかを35ページ以降に示させていただきました。施策項目19のうち、新規項目4、重点施策5でございます。

新規項目は、推進目標1の合理的配慮の推進、推進目標2の発達検査実施体制の再構築、また医療的ケア児への対応、一人1台の学習者用端末等デジタルの活用でございます。

また、重点施策は、推進目標1の合理的配慮の推進、教員の理解啓発及び指導力向上に向けた取り組みの推進、ひのスタンダードの実践及び改善、校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実と、推進目標2のステップ教室等に関する特別支援教育体制の充実でございます。

これらの具体的な施策の実施概要を計画の中にも入れさせていただいております。

なお、パブリックコメントにおきまして、学級支援員や介助員の配置の増員への御意見を多くいただきましたことを受け、37ページ、推進目標1の(4)校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実の具体的な実施概要に、「特別に配慮が必要な児童・生徒に対し、引き続き学級支援員(介助員)の適正配置を目指します」と追記させていただきました。

続きまして、第5章、計画の進行管理、45ページでございます。

第6次日野市特別支援教育推進計画では、計画期間を5年とし、令和5年度、令和6年度を第一期、令和7年度を見直し時期、令和8年度、令和9年度を第二期として、今後、進めてまいります。

また、進行管理におきましては、日野市特別支援教育推進委員会を設置し、計画の進捗状況の把握とともに、今後の日野市の特別支援教育についても検討してまいります。

第6次日野市特別支援教育推進計画の実施に当たりましては、学校、児童・生徒、保護者、地域の理解と協力が必要となります。今後、丁寧な周知啓発をしてまいりたいと考えております。

以上が第6次日野市特別支援教育推進計画の説明でございます。御審議のほどよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。
よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。高木委員。

[高木委員]

ただいま提出いただきました第6次特別支援教育推進計画について、賛成の立場で意見を述べさせていただきます。

第6次特別支援教育推進計画では、日野市特別支援学級等に関するアンケート調査結果なども含めて、日野市における特別支援教育の現状と課題について、丁寧に課題や問題が整理されています。整理された課題については、第6次の推進計画に各項目が反映されており、計画期間5年間に第一期、第二期に分けて推進し、PDCAサイクルの各段階で進行管理を行う等、推進計画については妥当なものと考えております。

昨年末、学級支援員に関する請願の提出があり、その際の論議で幾つかの現状の課題を関係者で共有することができました。それらへの対応を含めて、重点施策を中心として、本推進計画の早急で着実な遂行を期待しております。よろしくお願いいたします。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。真野委員。

[真野委員]

私も、この第6次日野市特別支援教育推進計画に賛成の立場で意見を述べさせていただきますと思います。

御説明にもありましたように、現状の分析をきちんとやっていたいただいているのと、あと、アンケート調査を実施していただいて、その結果も踏まえて計画を策定してくださっていることが分かりました。また、先ほど御説明いただいたように、パブリックコメントでいただいた御意見なども具体的に反映してくださっているということで、この計画に沿って、本当に児童・生徒一人一人の能力や可能性を最大限に伸ばすことができるように、計画の実施を期待しております。よろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。正留委員。

[正留委員]

どうもありがとうございました。第6次の日野市特別支援教育推進計画については、課題を明確に捉えていただいて、今後解決を図るべきものを出されていると思っています。ぜひ、全てが実現できるようにしていただきたいと思います。

その上で少し意見を述べさせていただきますと思いますが、日野市の目指す教育、それから今やっている第3次学校教育基本構想の具現化のためには、この特別支援教育の充実がその根幹をなすと私は考えております。

日野市は、特別支援教育を先駆的に推進してきました。そして、これから求められているものは、今までの取り組みを基本として、一層の充実と課題に対してスピード感をもってその解決に当たることが極めて重要だと考えます。学校現場は、近年、教員の入れ替わりが多くあって、教職員の指導力・資質向上を図るための研修の充実が、この重点施策に

も掲げられていましたけれども、欠かせないものだと考えております。

今回の第6次日野市特別支援教育推進計画では、進捗状況を5年ごとの見直しという大きなくくりで見直しとなっていて、その年度年度にこういうものを見直しますよということも掲げられています。その中では、迅速に、そしてより具体的に解決していかなければならないことがたくさんあると思っております。推進目標の重点施策は特にそうであると私は考えております。

推進目標1の合理的配慮の推進、教員の理解啓発及び指導力向上に向けた取組の推進、ひのスタンダードの実践及び改善。校内委員会を中心とした学校における支援体制の充実などは、特に待ったなしの課題であると思っております。場合によっては、もう月ごとにどんどん解決を図っていかないといけないこともあるかなと思っております。保護者の願いは特に大きくなってきておりますので、それに応えるためにも、スピード感、それから具体的な実践が求められていると思っております。

また、推進目標2の発達検査実施体制の再構築。これは、今までも課題であったように、やれるものから着手して、一つでも二つでも先に進まないといけないと思います。

それから、医療的ケア児への対応についても、これも時代的な背景からいってもそうですし、一人一人のこの状況を見たら、待ったなしかなと思います。本当にたくさん課題があって、やるべきことはたくさんあるのですけれども、ぜひ頑張ってやっていただいて、連携すべきところはどんどん連携していただいて、先に進んでいただければありがたいと思っております。よろしく申し上げます。

以上です。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。岩下委員。

[岩下委員]

第5次日野市特別支援教育推進計画から今回の第6次特別支援教育推進計画に変わるに当たり、計画の期間を3年から5年ということで、その中間地点である令和7年度を修正・見直しと定められたことは、大変意義のあることかなと思います。

保護者アンケートをお取りになられまして、即対応できた課題、これから着手する課題、引き続き推進する課題など、様々ですけれども、関係者の啓発、きめ細かな運用なども含め、本計画を着実に実行し、前進することを期待しています。どうぞよろしくお願いいたします。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

それでは、私からも一言、意見を申し上げたいと思います。

まず、この議案、第6次日野市特別支援教育推進計画の策定について関わっていただいた全ての方に改めて感謝を申し上げます。

日野市の特別支援教育に関しては、エールやかしのきシートやひのスタンダードも含めて、全国に誇れるようなものが既にあると思っております。それをさらに前に進めていくためにどうしたらいいかということで、この計画があると考えております。

そして、この計画は2つの意味で重要だと考えています。一つは、特別支援教育がこれ

からの教育の目指すべき姿、教育の道が目指すべき姿を照らしていると考えからです。正留委員からもありましたけれども、第3次学校教育基本構想、そして令和の日本型学校教育というものを実現していく上でも、子供を中心に置いて、一人一人を大切に学ぶということを実現していくためには、この特別支援教育というものは、特別ということではなくて、中心と言ってもおかしくないような、そんな重要なテーマであると考えております。

もう一つは、現場において特別支援教育の重要性が一層増しているということが言えると思います。この計画の中にもありますけれども、令和3年までの4年間で、かしのきシートを使っている児童・生徒は90%増え、自閉症・情緒障害固定学級に通う児童・生徒は50%増え、ステップ教室に通室する児童・生徒は小学校で2倍、中学校で5倍になっているという現状があります。

そんな中で、12月にも保護者の方から学級支援員を増やしてほしいという請願をいただきました。この請願には2,000筆以上の署名が集まって、その上で提出いただいた請願となりました。その請願の審議の中でも、私のほうからも申し上げさせていただきましたけれども、学級支援員を増やすこと、人の体制を充実するというのももちろん大事なだけけれども、それだけではなくて、校内支援体制の充実であったり、かしのきシートの取扱いのこれからを考えていくということ、そしてエールなど、学校の外で子供を支えていく仕組みを充実していくということ、そしてひのスタダードをしっかりと浸透させていくということなど、様々な取組を総合的に進めていく必要がある、トータルで進めていくということが極めて重要だと思っています。そして、この計画の中には、今申し上げたようなことが全て入って入って、この計画をしっかりと進めていくということが、12月にいただいた多くの保護者の方々の請願に答えるということにもなると考えております。

最初にも申し上げましたけれども、3次構想、そしてこれからの教育を考えていく上で特別支援教育は核となると思っておりますので、この計画が取りまとまったら、教育委員会だけではなくて、オール日野市でしっかりと取り組んでいきたいと考えております。

以上です。

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第6次日野市特別支援教育推進計画の策定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第51号は原案のとおり可決されました。

議案第52号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、議案第53号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、議案第54号 日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令の制定について、議案第55号 日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則を廃止する規則の制定について、議案第56号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について、議案第57号 教育公務員特例法第21条第

2項に基づく研修の取扱規程の一部を改正する規則の制定についてを一括議題としたいと思っております。事務局より提案理由の説明をお願いします。

- 議案第52号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第53号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について
- 議案第54号 日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令の制定について
- 議案第55号 日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則を廃止する規則の制定について
- 議案第56号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第57号 教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程の一部を改正する規則の制定について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。

議案書13ページを御覧ください。議案第52号 日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。令和5年度組織改正等に伴い、日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正するものです。

本改正は、現在の「学校課」及び「ICT活用教育推進室」を「学務課」、「教育指導課」の2つの課とし、学務課には「学務係」及び「保健給食係」を置き、教育指導課には「指導係」、「教職員係」及び「情報活用教育推進係」を置くものでございます。

本改正の趣旨でございますが、現在の学校課の事務事業が増加していることなどから、2課を適正規模に再編して、状況把握や判断の迅速化、業務の円滑化を図ること、ICT活用教育の一層の推進を図ること、学校給食の充実を図ること、幼児教育・保育の連携推進及び多様性に応じた学びの充実を図ることなどを重点的に推進していくものでございます。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。17ページを御覧ください。下線部分が改正箇所になります。

第1条中、「ICT活用教育推進室」の廃止に伴い、「、室」を削るものです。

次に、第2条中「、室」を削り、同条の表について、「学校課 指導係、教職員係、学務係、保健給食係」を「学務課 学務係、保健給食係」及び「教育指導課 指導係、教職員係、情報活用教育推進係」に改め、「ICT活用教育推進室」を削るものです。

次に、第3条第1項中「、室に室長」を削り、同条第2項後段を削り、同条第4項中「及び室」を削り、同条第5項中「学校課」を「教育指導課」に改め、同条第6項中「、室」を削るものです。

続きまして、18ページから23ページを御覧ください。第5条の表以外の部分中「、室」を削り、同条の表教育部の部庶務課の款庶務係の項第13号中「及び室」を削り、同

款施設系の項第4号中「及び教育センター」を削り、学校課の款を記載のように改め、「ICT活用教育推進室」の款を削るものです。

16ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第52号につきましては以上でございます。

続きまして、議案書25ページを御覧ください。議案第53号 日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。令和5年度組織改正及び契約事務の明確化を図るため、日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。29ページを御覧ください。下線部分が改正箇所になります。

第2条第5号中「(室を含む。以下同じ。)」を削り、同条第8号中「及び室長」を削るものです。

第8条第12号中「決裁規程第10条第1項第1号」を「第10条第1項第1号」に改め、同号にただし書を加えるものです。これは、契約事務を明確化するため、部長の専決事項を別表に定めるものです。

次に、第9条第16号及び第10条第1項第1号にただし書を加えるものです。こちらも、課長及び係長の専決事項を別表に定め、契約事務の明確化を図るものです。

また、第10条第1項第1号ア及びイを削り、同条第2項中「・室」を削るものです。

第11条についても、庶務課長の専決事項を別表に改め、契約事務の明確化を図るものです。

第12条の改正は、組織改正によるものです。

第20条を第21条とし、第17条から第19条までを1条ずつ繰り下げるものです。

第16条中「前8条」を「前9条」に改め、同条を第17条とするものです。

第15条中「前7条」を「前8条」に改め、同条を第16条とし、第14条を第15条とし、第13条を第14条とし、第12条の次に教育指導課長の専決事項について記載のとおり加えるものです。

28ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和5年4月1日から施行するものです。

議案第53号につきましては以上でございます。

続きまして、議案書37ページを御覧ください。議案第54号 日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。契約事務の明確化を図るため、日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正するものです。

改正内容につきまして、新旧対照表で御説明申し上げます。39ページを御覧ください。下線部分が改正箇所になります。

40ページを御覧ください。第2条中、教育長から校長への委任について、日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則で規定していた委任の範囲等を当該規程で

定めるよう改めるものです。

また、別表を追加し、規程の明確化を図りました。

38ページに戻りまして、これらの改正につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第54号につきましては以上でございます。

続きまして、議案書43ページを御覧ください。議案第55号 日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則を廃止する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定及び日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令の制定に伴い、日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則を廃止するものです。

次ページ、44ページを御覧ください。この規則は、令和5年4月1日から施行するものでございます。

議案第55号につきましては以上でございます。

続きまして、45ページを御覧ください。議案第56号 日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。令和5年度組織改正に伴い、日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。47ページを御覧ください。下線部分が改正箇所になります。

第10条中「学校課長」を「学務課長」に改めるものです。

46ページに戻りまして、この改正につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

続きまして、議案書49ページを御覧ください。議案第57号 教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程の一部を改正する規則の制定について、御説明いたします。

提案理由でございます。令和5年度組織改正に伴い、教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程の一部を改正するものです。

改正内容につきましては、新旧対照表で御説明申し上げます。54ページを御覧ください。下線部分が改正箇所になります。

第4条中「学校課長」を「学務課長」に改めるものです。

53ページに戻りまして、この改正につきましては、令和5年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。

よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

1件ずつお諮りします。

日野市教育委員会事務局処務規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第52号は原案のとおり可決されました。

日野市教育委員会事務局事務決裁規程の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第53号は原案のとおり可決されました。

日野市教育委員会教育長の権限に属する事務の一部委任規程の一部を改正する訓令の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第54号は原案のとおり可決されました。

日野市教育委員会教育長の権限に属する契約等の委任規則を廃止する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第55号は原案のとおり可決されました。

日野市立幼稚園に関する規則の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第56号は原案のとおり可決されました。

教育公務員特例法第21条第2項に基づく研修の取扱規程の一部を改正する規則の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第57号は原案のとおり可決されました。

議案第58号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第58号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定について

[久保田学校課長]

学校課長でございます。恐れ入ります、議案書57ページをお開きください。議案第6

8号 日野市立学校教科用図書採択要綱の制定についてを御説明申し上げます。

初めに提案理由でございます。令和5年度日野市立学校教科用図書の採択に当たって要綱を制定するものでございます。

58ページをお開きください。日野市立学校教科用図書採択要綱でございます。こちらの要綱は、今回の採択に当たり新たに制定させていただくものになります。

それでは、要綱の条文に沿って御説明申し上げます。

第1条は、本要綱の目的を定めたものでございます。

第2条は、採択を行う教科用図書についてでございます。採択を行う教科用図書は、文部科学大臣の検定を経た教科用図書の中から採択するものでございます。

恐れ入ります、61ページをお開きください。上段、別表第1でございます。令和5年度採択を行う教科用図書は、こちらに記載されております小学校の13種目となります。

恐れ入ります、58ページにお戻りください。第3条は、採択の時期についてでございます。教科用図書の採択は、その年度の8月31日までとする規定でございます。教科用図書の採択につきましては、8月の教育委員会で採択いただくよう、事務手続を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、第4条、第5条、第6条の各規定でございます。採択に関する組織として、審議会、教科委員会を設けること、また組織の委員構成などについて定めたものでございます。

恐れ入ります、再び61ページをお開きください。上から2段目、別表第2でございます。設置される教科委員会でございます。採択を行う小学校13種目に対し、国語と書写、社会と地図を一つの教科委員会とし、11の教科委員会を設置するものでございます。

その下、別表第3、委員会の委員構成でございます。審議会の委員につきましては、委員11名の構成となっております。校長につきましては、小学校から2名、中学校から1名、副校長につきましては、小学校から2名の構成としております。また、保護者の選任に当たりましては、より広い視野を持ったPTAの代表から選任したいと考えており、小学校の保護者4名、中学校の保護者2名に入っていただき、検討、審議を行ってまいりたいと考えております。

恐れ入ります、少し戻りまして59ページをお開きください。第7条でございます。審議会等の任務といたしまして、教育委員会に答申するまでの審議会、教科委員会、学校における任務について規定したものでございます。

その下、第8条、委員の資格についてでございます。各号のいずれかに該当する者は、委員に就任することができないという規定でございます。

恐れ入ります、60ページをお開きください。第9条には、採択結果等の公表、公開について規定してございます。

その下、第10条には、守秘義務を規定してございます。

その下、第11条には、適切かつ公正な教科書採択を行うに当たり、教育委員会は、必要に応じて、関係者から意見を聴くことができる旨、規定するものでございます。

最後に62ページ以降でございます。こちらは、審議会等がそれぞれ答申または報告するための様式を定めたものでございます。

恐れ入ります、少し戻りまして60ページをお開きください。60ページ最下段、付則についてでございます。この要綱は、令和5年4月1日から施行し、令和5年8月31日限りでその効力を失うものでございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。岩下委員。

[岩下委員]

日野市立学校教科用図書採択要綱について御説明いただき、ありがとうございました。この審議会の保護者の委員の選任について、今後困難が生じる可能性があると考えてるので、必要に応じた対応をお願いしたいと存じます。

[堀川教育長]

ほかに御意見はございませんか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校教科用図書採択要綱の制定についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第58号は原案のとおり可決されました。

議案第59号 教育委員会職員人事について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第59号 教育委員会職員人事について

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書65ページを御覧ください。議案第59号 教育委員会職員人事について、御説明いたします。

提案理由でございます。教育委員会職員に対して人事発令を行うものです。

1枚おめくりいただきまして、66ページ、67ページを御覧ください。令和5年3月31日付の発令でございます。対象者は9名でございます。職層名、職務名、氏名等につきましては、ここに記載のとおりでございます。

67ページ、指導主事については、日野市への派遣が終了するものです。

続きまして、次ページ68ページから71ページを御覧ください。令和5年4月1日付の発令でございます。対象者は60名でございます。

続きまして、72ページを御覧ください。再任用の令和5年4月1日付の発令でございます。対象者は8名でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。

よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。教育委員会職員人事についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第59号は原案のとおり可決されました。

議案第60号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第61号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第62号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命について、議案第63号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命についてを一括議題といたします。事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第60号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命について

○議案第61号 平山小学校学校運営協議会委員の任命について

○議案第62号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命について

○議案第63号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命について

[久保田学校課長]

学校課長でございます。議案書の73ページをお開きください。議案第60号 旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命についてを御説明申し上げます。

初めに提案理由でございます。このたび、旭が丘小学校の学校運営協議会が設置の運びとなりましたので、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員の任命を行うものです。

恐れ入ります、次の74ページをお開きください。今回任命の16名の委員の名簿でございます。名簿左から、氏名、住所、また備考欄には、規則第8条で規定する保護者、地域住民などの選出の区分が記載されております。一番右側には、今回の任命により何期目の任命になるかを記載しております。

最後に一番下でございます。任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

続きまして、議案第61号 平山小学校学校運営協議会委員の任命についてを御説明申し上げます。議案書の77ページをお開きください。

初めに提案理由でございます。令和5年4月1日付人事異動に伴い、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員の任命をするものです。

恐れ入ります、次の78ページをお開きください。上段が解任者、下段が任命者となります。名簿左から、氏名、住所、また備考欄には、規則第8条で規定する保護者、地域住民などの選出の区分が記載されております。一番右側には、今回の任命により何期目の任

命になるかを記載しております。当該任命者は初めてのため、新となっております。

最後に一番下でございます。任期につきましては、前任者の残存期間となりますので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案第62号 滝合小学校学校運営協議会委員の任命についてを御説明申し上げます。議案書の79ページをお開きください。

初めに提案理由でございます。令和5年4月1日付人事異動に伴い、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員の任命をするものです。

恐れ入ります、次の80ページをお開きください。上段が解任者、下段が任命者となります。名簿左から、氏名、住所、また備考欄には、規則第8条で規定する保護者、地域住民などの選出の区分が記載されております。一番右側には、今回の任命により何期目の任命になるかを記載しております。当該任命者は初めてのため、新となっております。最後に一番下でございます。任期につきましては、前任者の残存期間となりますので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間でございます。

続きまして、議案第63号 東光寺小学校学校運営協議会委員の任命についてを御説明申し上げます。議案書の81ページをお開きください。

初めに提案理由でございます。令和5年3月31日をもって東光寺小学校学校運営協議会委員の任期が満了となるため、日野市学校運営協議会規則第8条の規定に基づき、委員の任命を行うものでございます。

恐れ入ります、次の82ページをお開きください。今回任命の14名の委員の名簿でございます。名簿左から、氏名、住所、また備考欄には、規則第8条で規定する保護者、地域住民などの選出の区分が記載されております。一番右側には、今回の任命により何期目の任命になるかを記載しております。

最後に一番下でございます。任期につきましては、令和5年4月1日から令和7年3月31日までの2年間でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了しました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。

よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

1件ずつお諮りします。

旭が丘小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第60号は原案のとおり可決されました。

平山小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第61号は原案のとおり可決されました。

滝合小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第62号は原案のとおり可決されました。

東光寺小学校学校運営協議会委員の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第63号は原案のとおり可決されました。

議案第64号 日野市立学校学校医等の解嘱及び委嘱について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第64号 日野市立学校学校医等の解嘱及び委嘱について

[久保田学校課長]

学校課長でございます。恐れ入りますが、議案書85ページをお開きください。議案第64号 日野市立学校学校医等の解嘱及び委嘱についてを御説明申し上げます。

初めに、提案理由でございます。令和4年4月1日から学校医として委嘱していた者が辞任するため、その後任者を委嘱するものでございます。

恐れ入ります、次の86ページをお開きください。86ページは、委嘱者の一覧でございます。表の左から、学校名、科別、氏名、住所となります。その下、任期につきましては、前任者の残存期間となりますので、令和5年4月1日から令和6年3月31日までとなります。

次に、87ページをお開きください。87ページは、解嘱者の一覧でございます。表の左から、学校名、科別、氏名、住所となります。

説明は以上でございます。よろしく御審議のほどお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。

よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立学校学校医等の解嘱及び委嘱についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第64号は原案のとおり可決されました。

議案第65号 日野市立教育センター所長の任命について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第65号 日野市立教育センター所長の任命について

[田中教育センター事務長]

教育センター事務長でございます。恐れ入りますが、議案書の89ページをお開きください。議案第65号 日野市立教育センター所長の任命について、御説明申し上げます。

提案理由でございます。令和5年3月31日をもって日野市立教育センター所長の任期が満了となるため、新たに任命するものでございます。

議案書の90ページを御覧ください。所長の氏名及び住所につきましては、記載のとおりでございます。任期につきましては、令和5年4月1日から令和6年3月31日までの1年間です。

説明は以上でございます。御審議のほどよろしくお願い申し上げます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。

よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。日野市立教育センター所長の任命についてを原案のとおり決することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第65号は原案のとおり可決されました。

議案第66号 第13期日野市古文書等歴史資料整理編集委員会委員の委嘱の専決処分について、事務局より提案理由の説明をお願いします。

○議案第66号 第13期日野市古文書等歴史資料整理編集委員会委員の委嘱の専決処分について

[金野ふるさと文化財課長]

ふるさと文化財課長でございます。恐れ入りますが、91ページをお開きください。議案第66号 第13期日野市古文書等歴史資料整理編集委員会委員の委嘱の専決処分について、御説明させていただきます。

提案理由でございますけれども、日野市古文書等歴史資料整理編集委員会設置要綱第3条の規定に基づく委嘱につきまして、教育委員会に諮る時間的余裕がございませんでした

ので、教育長専決により委嘱を行いましたことを報告し、御承認をいただくものでございます。

次ページをおめくりください。委嘱する委員でございますけれども、委員6名の名簿がございますが、そのうちの6番の委員でございます。氏名、住所、それから所属、そして専門分野、任期につきまして記入してございます。任期は、令和5年2月1日から令和7年1月31日でございます。

説明は以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、御意見を伺います。

よろしいでしょうか。

なければ、御質問、御意見はこれにて終結いたします。

お諮りします。第13期日野市古文書等歴史資料整理編集委員会委員の委嘱の専決処分についてを原案のとおり承認することに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。議案第66号は原案のとおり承認されました。

報告事項第32号 行政情報の公開請求について、事務局より説明をお願いします。

○報告事項第32号 行政情報の公開請求

[伊藤庶務課長]

庶務課長でございます。議案書103ページを御覧ください。報告事項第32号 行政情報の公開請求について、報告をさせていただきます。

次ページをお開き願います。請求日、決定日、請求件名、決定内容は記載のとおりでございます。

報告は以上でございます。

[堀川教育長]

事務局からの説明が終了いたしました。御質問、御意見がございましたらお願いいたします。

よろしいでしょうか。

なければ、報告事項第32号を終了いたします。

これより議案第67号、議案第68号及び報告事項第33号の審議に入りますが、本件につきましては、公開しない会議といたしますので、関係職員以外の事務局説明員は退席しても差し支えないと思います。御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

[堀川教育長]

異議なしと認めます。

関係職員以外の事務局説明員は退席してください。

なお、本件の終了をもって令和4年度第12回教育委員会定例会を閉会といたします。

(関係者以外退室)

「教育委員会職員の分限休職の専決処分について」

「教職員の内申の専決処分について」

は公開しない会議の中で審議

[堀川教育長]

以上をもちまして、本日の案件は全て終了いたしました。

これにて令和4年度第12回教育委員会定例会を閉会いたします。

閉会 15時40分